

第3回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長	1番 内海 武博
会長職務代理者	2番 作田 博 3番 折元 文則
	5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二
	8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 萩田 光
	11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子
	14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員 なし

4. 欠席委員 4番 上野 悟

5. 議事録署名委員の指名 3番 折元 文則 6番 夏見 弘則

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について(7件13筆)

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第14号 非農地証明申請について(5件5筆)

議案第15号 世羅町農地台帳への登録について(1件1筆)

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用分配計画(案)について(利用権設定)

議案第18号 世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第19号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について

議案第20号 世羅農業振興地域整備計画変更(見直し)に対する意見聴取について

第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課振興係 係長 堂本 直樹・主任主事 後迫 光行

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1番 内海 武博）

（開会）

13時30分

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは議長の了解を得てください。では会長、挨拶をお願いいたします。

会長 はい、皆さん、こんにちは。こうして皆さん方のお顔を見ておりますと、だんだんと色が濃くなってこられて農繁期に入りつつあるのを実感するわけございますけども。今日の資料は、「移住希望広島県1位」(3.17 読売新聞)。広島県が1位と言われると、われわれ世羅町へ住みたいという人を増やしていくようになるのが我々の取り巻く使命かなと感じる訳です。年代別でも20歳から60歳代でトップ10に入り幅広い世代に人気だったということでほんとに嬉しい話だと思います。それと、次の記事「新規自営就農者女性は7%増加」。我が世羅町でも女性が移住し農業しようと言う意思を持って入ってこられていますね。

はい、それでは第3回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任の委員は14人、本日の出席は13人です。4番の上野委員さんから欠席の報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、3番折元文則委員、6番夏見弘則委員さんにお願いします。

（報告事項）

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集67ページをご覧ください。「報告事項（1）農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。（以下19件38筆について議案集により報告。）説明については以上です。

議長 はい、次に付議事項になりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、現地調査委員さんからの説明を、農業委員会事務局から行い、事務局の説明及び報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

（付議事項）

（議案第12号）

議長 それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」（7件13筆）を議題といたします。

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集1ページをご覧ください。議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。（議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。）

（議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡)高齢で耕作困難となり、又後継者がいないため。 (受)利用権設定し営農を行っていた農地であり、所有権を得て安定した農業を行うため。	黒木啓・勝見・藤高	田 1筆	1,435 m ²
			(現地確認) 3月 18 日 9:30 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)生前贈与。 (受)父から贈与を受け耕作を継続する。	行吉・勝見・黒木啓	畠 1筆 田 1筆	1,795 m ²
			(現地確認) 3月 18 日 9:00 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し、管理する。	茶谷・湯川・是竹	畠 1筆	472 m ²
			(現地確認) 3月 19 日 9:00 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)今、休耕しているが要望があったため売却する。 (受)農業経営規模を拡大し、ブドウの栽培用地確保のため購入する。	鍛治谷・真野・梅田	畠 2筆	3,689 m ²
			(現地確認) 3月 20 日 13:00 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)高齢で耕作困難となり、後継者がいないため。 (受)法人の構成員であり、所有権を得て、安定した管理を行いたい。	稻田・相良・下原	田 3筆 畠 1筆	7,394 m ²
			(現地確認) 3月 16 日 9:00 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し管理する。	下原・相良・稻田	田 1筆 畠 1筆	646 m ²
			(現地確認) 3月 16 日 10:15 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		
		(渡)会社が遠距離にあり、農地管理が難しいため。 (受)利用権設定し営農を行っていた農地であり、所有権を得て安定した農業を行うため。	神尾・綿谷・中村	畠 1筆	4,467 m ²
			(現地確認) 3月 17 日 8:30 から 3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見をいただいております。		

事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。

質疑・意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。4件目、ブドウを栽培されるということですが後継

者はいらっしゃるんでしょうか。

事務局 はい、すみません。後継者ですが申請者の■さんにつきましては、■の社長さんで、近隣の所でもあり、これまでブドウ栽培をされており、農機具も所有されているということで、後継者についても検討されていると思います。以上です。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他に、質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可として取り扱う方に賛成の方は、
拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、ありがとうございました。全員拳手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。

(議案第13号)

議長 続きまして議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1件1筆)を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集35ページをご覧ください。議案第13号「農地法第5条の
規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内
容について朗読説明。)

(議案第13号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備 考	
■	■	進入路 駐車場 (始末書提出)	茶谷・湯川・是竹	田1筆223m ² 第2種農地 農用地区域外	
(所有権移転)		(現地確認)3月19日、9:00頃から3名の委員で実施され、問題 ないというご報告をいただいております。			

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明が終わりました。質疑・
意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う方に賛成の方は、
拳手をお願いします。 (全員拳手)

議長 はい、全員拳手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり
がとうございました。

(議案第14号)

議長 続きまして、議案第14号「非農地証明申請について」(5件5筆)を議題と
いたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集44ページをご覧ください。議案第14号「非農地証明申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)
(議案第14号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆3,077m ² (現況原野)	平成5年頃 (現地確認)3月19日、9:00頃から3名の委員で実施され、非農地であるとご報告いただいております。	地目変更	原田・黒木清・楳奥
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆89m ² (現況私道) (始末書提出)	昭和60年頃 (現地確認)3月16日、9:30頃から3名の委員で実施され、非農地であるとご報告いただいております。	地目変更	稻田・相良・下原
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆58m ² (現況宅地) (始末書提出)	平成15年頃 (現地確認)3月16日、9:25から3名の委員で実施され、非農地であるとご報告いただいております。	地目変更	下原・相良・稻田
[REDACTED]	[REDACTED]	畠1筆84m ² (現況宅地) (始末書提出)	平成15年頃 (現地確認)3月16日、9:15頃から3名の委員で実施され、非農地であるとご報告いただいております。	地目変更	下原・相良・稻田
[REDACTED]	[REDACTED]	田1筆131m ² (現況宅地) (始末書提出)	昭和61年頃 (現地確認)3月16日、18:00頃から3名の委員で実施され、非農地であるとご報告いただいております。	地目変更	下野・若山・溝上

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。
質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第15号)

議長 続きまして議案第15号「世羅町農地台帳への登録について」(1件1筆)を議題といたします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集61ページをご覧ください。議案第15号「世羅町農地台帳への登録について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第15号「世羅町農地台帳への登録について」内容)

申出者	当該農地	地目地積	登録の理由	現地調査委員
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 530 m ² (現況 田)	R3 年度農地パトロールにより非農地判断されたが、実際は農地として利用されているため。 (現地確認) 3月 17 日、8:30 頃から 3 名の委員で実施され、農地であるとご報告いただいております。	神尾・綿谷・中村

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。
質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは、採決いたします。申請どおり登録するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり登録するものとして取り扱います。ありがとうございます。

(議案第 16 号・第 17 号)

議長 続きまして、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第 17 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。

この議案は世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められています。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第 16 号「農用地利用集積計画の作成について」説明させていただきます。2 ページをお開きください。農用地利用集積計画の集積内容について、読み上げさせていただきます。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)

甲山地区 26 筆 39,142 m² 世羅地区 46 筆 71,242 m²

世羅西地区 32 筆 41,324 m² 合 計 104 筆 151,708 m²

(田 102 筆 151,113 m² 畑 2 筆 595 m²)

続いて別冊議案第 17 号「農用地利用配分計画の作成について」3 ページをお開きください。これは、農地中間管理機構を通じての貸し借りになります。甲山地区 4 筆 5,482 m² を(農)聖の郷かわしりさんが、6 筆 10,610 m² を上田晃正さんが、世羅地区 13 筆 13,466 m² を(農)風舎さんが、次のページ世羅西地区 4 筆 9,174 m² を(農)こめ奉行さんが借り受けられる配分が出ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第18号)

議長 続きまして、議案第18号「世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集65ページをご覧ください。議案第18号「世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございます。農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、公募を行った結果1名の方が推薦で出られました。そちらの1名について承認を頂きたいものでございます。内容、お名前につきましては事前に総会資料を送付しておりますので省略をさせて頂きますが、推薦の応募でございます。町の一定の基準を満たした方となっていることをご報告させて頂きます。事務局からの報告は以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 よろしいでしょうか。

議長 原案どおり承認する事として取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、原案どおり承認するものとして取り扱います。なお、委嘱状の交付式は、4月1日午前に行う予定です。ありがとうございました。

(議案第19号)

議長 続きまして、議案第19号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は世羅町長より照会されており、農業委員会の意見を求められております。この件については世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 はい、世羅町産業振興課の堂本と言います。よろしくお願ひいたします。お手元に事前にお配りさせてもらっているかと思うんですが、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(案)」をご覧ください。こちらについては、農業経営基盤強化促進法に基づいて、まず広島県が方針を作成します。その方針に沿った形で各市町が独自に定める基本構想となってございます。内容としては、平たく言うと、農地をどうやって集約して、そこへどうやって農業者的人々に集約して効率的な農業経営をしてもらうか、というようなことを掲げる計画でございます。この計画については、10年計画になっていまして、本年度10年の計画期間が切れますので、改めて10年の更新をさせて頂くというものになっております。目次の方をご覧いただくと、構想に掲げている内容がわかると思うんですが、まず、最初に農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということで一個項目を取っております。その後で、農業経営の規模だとか生産方法、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する、営農類型ごとの効率、効率的かつ安定的な農業経営の指標、要は認定農業者としては、どういった規模の方を認定農業者とするかと言うふうな基準を掲げております。それから3

番目に農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法農業従事の態様等に関する
営農類型ごとの指標を挙げております。後は、効率的な農業経営となる者に対する農地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項。最後に農業経営基盤強化促進事業に関する事項を掲げております。既存の10年の計画と大きく変わる所で言いますと、まず法律が変わりまして、以前は農地利用集積円滑化事業と言うのがございまして、いわゆる、今、中間管理機構で集約をされておりますが、その前身の事業に係る項目をすべて落としております。後は時点で、最新の数字を入れ込んだり、そういった所が主な内容になっております。後、農業経営の集積だったり、どうゆう方になって頂くかと言う様なところは、又時期を同じくして今、農業ビジョンを作成しているんですが、それと併せていると言う形になっております。以上簡単ですが説明とさせて頂きます。

- 議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、7番委員さん。
- 7番 7番得納です。良い基本的な構想は出たんですが、実際就農する者が、私等のような年金者ばかりでやっとる様な状態で、若い人がどんどん入って来てくれないんですね。そこらはどうでしようかね、もっと詳しい説明と言うか、どうしたら増えるんだというようなことは何か案がありますか。
- 議長 どうですか。
- 産業振興課 はい、具体的に中々、やっぱり全国的に特に中山間地域、農村地域についても高齢化と、担い手不足という事では悩んでいますので、世羅町も多分に漏れず、そこは課題とは認識しております。それで国の事業を活用したり、新規就農者の呼び込みなんかにも、力を入れてるんですが、それに加えて世羅町としましては、具体的に言うと、ニューファーマー支援事業というようないわゆる法人さんだったり、認定農業者の所へ世代の担い手として、事業承継なり、法人の役員候補みたいな方を雇う場合も支援何かをさせて頂いて、少しでも新しい担い手を呼び込む様な施策をさせて頂いております。
- 議長 よろしいですか。ごめんなさい。他にはありませんか。
- 議長 はい、5番委員さん。
- 5番 5番安井です。私等が、四十何年前に就農した時には、農業改良普及員がいてですね、色々な事をサポートしてもらったり、町の産業課に相談したりして色々助かったんですが、今は、県の普及所もあまり回ってないですよね。こう言う色々な方針は分かるんですけど、新規就農者に対しては、やっぱり特別に現地で相談に乗ったりとか、色々な事をやっとられるんですか。
- 議長 はい、それはどうですか。
- 産業振興課 はい、町内、県内、国などの事業何も使わずに独自で新規就農と言う方については、なかなか町で把握できない所もあるんですが、一定の町の事業であったり、県の事業であったり活用頂いて新規就農で、世羅町で頑張って頂く方についてはですね、担い手協と言いまして、農協さんとか県の指導所とかですね、

後は、町で、新規就農者の方をフォローするチームを作っていますので、そこで具体的に支援をさせて頂いております。具体的にと言うとやっぱり技術的な所は県の指導所の方で、定期的に回ってもらっておりますね、相談なり、指導なりを行って頂いております。

議長 よろしいですか。

5番 はい。私等も古いもんですから、そこらの新しい現場をよく知らないので、ちょっと聞いてみたんですが。色々なことをやりたいと思って、うちの地域でありますが、ヤギ飼ったりとか、野菜を作りたいとかいう所へバックアップを色々して行かんと挫折するようなことがあってもいけんので、自分の経験上からやっぱりそういうサポートをしてほしいなと思っていますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 よろしいですか。

5番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。農業者の農業所得ですね、250万円と書いてありますけど、前は高くなかったですかね。

議長 はい、どうでしょうか。

産業振興課 250万と言う所がですね、認定新規就農者、いわゆる新規就農者ですね。で、3年後に250万目指してもらうと言う所で、もう一つ認定農業者についてもこの中で触れさせてもらっていますが、認定農業者については所得400万を目指して頂くということにしております。

議長 よろしいですか。

10番 はい、もっと夢のある施策をしていかなければ、250万では苦しいのではないかと思うので夢のある施策を打っていただけたらと思います。

議長 よろしいですか。他には。

議長 はい、11番委員さん。

11番 日南田ですけども、私も10年前に担い手として、農業法人で仕事をし始めて現在があります。今までいろいろな形で助成金を頂きながらやってきましたけども。他な所へ行った仲間達が精神的に参ってしまってやめてしまうですか。確かにいろんな形でフォローはして貰ってはいるんだけども、もう少し情報交換、確かに「コロナ」というものがありましたので、中々できなかったなと思うんですけども、この10年で何人の人が担い手としてスタートし、どのようになったかですが、名前をおっしゃる必要はないんですけども、この世羅町の流れと新規で農業をはじめた人、関心の意味でも若い人たちが、農業見てるのかなと言う情報は、私たち農業委員も欲しいなと思うんですけど、そう言うふうなまとめを頂くことは可能なんですか。

議長 はい、どうでしょう。

産業振興課 はい、出来るだけお出しできればと思うんですが、まず、今日参考でお配りさせてもらっているビジョンですね、この中で今までやってきた10年の成果

だったり、課題も含めてまとめていますので、その中ですね、具体的に例えば新規就農の方を研修から何人ぐらい受け入れたかとかそういうことも実績としては掲載させてもらっていますので、ご覧いただいて、またご不明な点等あれば是非、聞いて頂ければと思います。

議長 はい、11番委員さん。

11番 ありがとうございます。しっかり読ませていただきます。

議長 これは、我々以外が見ることは可能なんですか。

産業振興課 はい。公に、今まで特段その配ったり、全戸に配ったり言うようなことはしてないんですが、町の施策として基本ビジョンを作っているので、それを公表、というか、基本的には皆さんに見ていただけるようにしないといけないものだと思うので、その方法、どうやって皆さんによく見ていただくかというのはちょっと検討がいるかと思います。

議長 はい。ありがとうございました。今おっしゃったように、質問もありましたように、広く皆さんがこういうことを町としてやってきた事が分かるようになればいいと思います。

議長 他にはありませんか。

議長 はい5番委員さん。

5番 安井です。集落営農の農業法人が世羅町には今いっぱい出来ておりますけど。その地域の農地を地域の人が維持する、法人と言っても皆で集まってやっていく形でされているところが多いと思うんですけど、ずっと持続的に生産活動を維持していくには、色々な方向性があると思うんですが、法人を残すことと、地域の生産を維持することと、両方大事だと思うんですけど、新しい担い手を入れる時に、みんなが働けるように時給でいくらとやっていってもですね、もし、若者が帰って来た時に、従業員として雇えればいいですが、臨時としてやってもらいたいと言う時にやっぱり生活ができるような報酬とか給与みたいなのがいるんじゃないかと思うんです。今、うちの地域の法人もそうですけど、構成員の年齢が高くなつて、だんだん、「あんたやれえ」「こっちもやってくれ」でね、このまま行くとどうなるんかなと思うんですけども。町としては、そこらいっぱい法人が出来ていますけど、方向性としては、法人を残すような形でやっていくのか、それとも地域の生産維持ができる方法へやっていくのか、どう考えていますか。

議長 はい、事務局長。

事務局長 はい、おっしゃられるように、法人ももう間もなく限界がやってくるのはほぼ間違いないと思います。やってくるんですが、実際に今、直面している事実といったしまして、まだ、産業振興課へは「来年田植え機を入れたいけど、何か補助金は無いかなあ」というような話が今来てるんです。「うちはほんまに人が居らんけえどこか一緒にやってくれてんとこはないかなあ。」いうような話はなんとなくあるんですがほんまにそこのどこまで切実で無いとは言いませんが、取りあえず、田んぼを何とかせんといけんので「トラクターを買うのになんかないかの」というような動きがあります。ここ10年程度先を見越した

場合はですね、法人の合併ももちろんありますし、少し言い方が良くないかもしませんが、もともと法人を立ち上げたときが、あまり経営部分を考えてないんです。農地を守る、田を残すかどうするんかいいう方向で、「皆、寄り合ってやろうや、機械を集約したら少しは安くできるんじゅないか。」間違いじゃないんですが、ほとんどの法人がそこから黒字経営を目指してなかった、会社や企業経営される方は、法人と言いましても経営が必要になりますから、黒字でないといけん。ということは、「米が安くなるけえ何とかならんか。」これは政府の話になりますし、現在も米余りしています。ということになると米の単価を変えるというのは、我々の方では難しい。まず無理でしょう。下がるほうです。「それでも米を作る」のであれば、その単価に合う肥培管理を考えていたくようにしないと、まずは法人として成り立たないと言うのがあります。10年先で黒字経営出来ない法人は、解散されるか、自然消滅は法人ですからちょっと難しいので解散をしていただく方向になると思います。じゃあその後の農地はどうするのか。ということになると、ほとんどの場合が利用権設定をして法人が預かっておられるんで、利用権設定が解除になって、元の持ち主の所へ帰ります。そうなると、もう返してもらっても私たちは百姓できんよ。ということにならうどうなるんかですよね。山ですね、端的に言うと。原野になって、木が生えて、山になります。じゃあ米はどうするんかというと、それでもたぶん、米の量は、日本全体の話になりますから、極端になりますけど、世羅が米を来年一年間作らなくても全員飯食えるんですよね、確実に。量的にですよ。それが正しいかどうか言う話をするのは難しいんで、ここでは。ただ10年先では、黒字を目指した法人、企業経営が出来ない法人については赤字なんでもうつぶれて解散をする以外に方法はありません。それで、先ほど言いました解散をした後には土地は元へ戻ります。戻った時に家に誰かおればいいんですが。「若い者は今でも街に出て管理はせんよ、何だったらこの土地を買ってくれんかねえ。」と言う人も多いんですよね。街の方からも「帰ってまでできんけえ、誰かやってくれるんだったら、安くても、なんだったらあげてもいいけえ。」と。でも、それすらぼしくないということになると、もう、極論は原野化して山林になります。良いか、悪いかの話しじゃないですよ、これはどうなんか。やっぱりそうなるんです。これを政策で何とか出来るんかと言ったら、政策ができるところは限度がありますので、今できる政策というのが法人に対して補助金であるとか交付金また、間もなく苦しい状態になってくるんですが、中山間直接支払い、多面的機能の支払い、これで補助金・交付金を使用して頂いて少しでも負担を減してもらうと。もともとの中山間直接支払いにつきましては、同じ農業するのであっても中山間、この辺りと、平地でやるとではかかるコストが違うじゃないか。それで価格保証でスタートしたんですね。平場より傾斜地の方がお金がかかるんで、その分保証で出してますよと。今もそうなんですよね。差額保障の制度なんですが、いつの間にかそんなことは忘れて、あれはいつくれるんかの、草を刈っとるんじゃが。誤りじゃ無いんですが、儲けのために使えばいいんですけどそうでない方向に行っているので。それで

もこの先必ず人は減ってきますし、何回も言うんですけど、この先どうなるかと言われると、多分先には山になります。それでも、「それじゃあ、ご飯が食われんことはないんか。」多分ですけど、食べれると思いますよ。その代わり買って食べるんですよ。自分で作った米を食べたい人は家庭菜園と同じ状況ですので。銭金じゃないです。私は自分で作ったものしか食べんのじゃというのは、それは認められるんでやってもらって結構です。ただ、そのために「何とか銭を支度してくれ」と言われても、いやいや趣味ですからねという話になる。町もそうですし、日本国全体としても個人に対する補助金・交付金は今後どんどんどんどん、今でも絞られておりますが、もっと絞られてくるようになります。これは町の方針でなくて、将来的な農業の方向ですね。

5番 町の方針はどうなん。

事務局長 町の方針は、今あるものをまずは集落法人をで集約できんといけん。いくらか法人を一緒にして。これ、何でそうするかというと、経費を節減してもらうためなんです。可能であれば黒字になってもらうために。先程、堂本が説明しました、これにも書いてあるんですが、年収 400 万を目指すためにこれを作っています。農地を守るがための物だけではない。ということになると、400 万を目指せないものについては補助が出来ないと言うのが実態です。

5番 はい。なるほど。

事務局長 切って捨てるなんかと言われたら、そう言う意思は無いんですけど、答えとしてはそうなる可能性が非常に高いです。

5番 そうゆうふうな具体的な数字を出して、やってもらう方法が良いかも分らんですね。ピンときてない人もあるかも知れん。

事務局長 それでこういった場で質問されれば、私もこうやって答えますし、どこかの法人とかでも。ただ「それはもう無理なんじゃけえ、米を一袋作るのに何ぼ金がかかっとる？」言うと「そうよの。」と。そう言いながらも「まっ、ちょっと来年、もう 1 回作ってみるわ。」という方向へ行くんで。やっぱり、土地があって田があるっていうのが、昔ながら先祖代々のことはやっぱり脈々と続いているんで、粗末にして直ぐにやめんさい。もういいよと言う訳じゃないんですが、答えとしてはそうなるものと思われます。

5番 まあ、担い手がやる気なる様な方向付けみたいなものを、行政の方からいろいろ指導して頂ければですね、ああそうやっていかんといけんのんじゃというのは分かってもらえると思うんで。

事務局長 はい、おっしゃるとおりで、担い手の育成につきましても、コメで世羅へ来てちょっと頑張ってみようかという人がなかなかおりません。それで、もしそういう人がいるんであれば、肥培管理がちゃんと出来て。それであれば法人を紹介する事は出来るんで、土地もあるんじゃし、機械もあるんじゃけえ。コメでやりたいんだと言うんであれば。その代わり赤字にならんようにやってくださいよと。今の農業については、高収益作物、要するにコメ以外、野菜等で 400 万以上の収益を上げてもらう方向を考えています。世羅町においてはですね。それで、飯が食えんようになるんかと言われたら、先ほど言いました日本

全体の話になりますんで、自分で作った米ではないんですけど、買って食べることは出来ます。ですので、「農業を守る」という、農業は米作りだけではございませんので、そう言う方向で進めて行くように今後考えております。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、よろしいですか。要約すると、それこそ自分ことは自分でキッチリできるようにならなくちゃいけないんだ、と言うふうなことになってくるんかなと。先程の法人の話にも出ましたけど、やっぱり、営利団体だという認識をそれぞれが持つ必要が間違いなくあるんだと思います。それに対してどうゆうふうにして利益を出していくかということは、ほんとに真剣に考えて行かなくてはいけない。補助金に今、頼っているのが、ほんと現状ですよね。だけれどこれがいつまでもあるとは限らないと言う所を、独立して自分等で利益を生んでいくということが大切なんだなと話をきかせて頂きました。

議長 他にはありませんか。

議長 どうぞ13番委員。

13番 13番桜井です。先ほどの話の続きになるんですけど、米の価値を上げるというのはどうですか。普通の米だったらみんなと一緒に、それこそ作っても、金にもならんかもしれませんけど、グリーン戦略とかありますじゃないですか、有機農業したり、輸出しようと思ったら農薬を減らしたりして、輸出も出来るようなレベルの国際レベルの米を作る。そうしたら価値が上がるんじゃないかなと思うんですけどね。神石高原町が始められましたよね。ああいったのも世羅町もやってったらどうかなと思うんですが。

事務局長 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

事務局長 はい、13番委員がおっしゃられますように、俗に言うブランド化ですね、米のブランド化を考えるというのは必要な事ですし。全てを否定する訳じゃないんですが、ブランド化して、売れるものを作って貰って頂くんですが、基本的には農業に限らず、需要と供給のバランスと言うものがございますので、海外へ輸出するのもそうです。ウルグアイ・ラウンドですよね。もう、30年ぐらい前ですかね、日本政府は、海外の物を買わないと、関税をよそからかけるよとか言うのがありますて、輸出するためには輸入もしてくれと言うこともあります。決して輸出したいとか、減農薬を否定する訳じゃ無いんですが、供給じゃなくて。需給、買う側ですね、それをまず求めてもらわないと、作るのは勿論作ればいいと思うんですよ。良い物を、どんどん。だけどそれを買う側が、「でも安い方を買うか。」だったらせっかく高いものを作っても、良いものを作っても次の年に残り、古米になる。とかですね、そうゆうふうにならないように。これは、制度じゃなくて、仮に自分が店へ何かを買いに行った時に、同じ様なものだったらやっぱり安いのにしょうかとかつい思うんで、デザインですよと言う方向にはならんといけんと思う。それでそこに向けるにはですね、それが良いよと言う発信もして行かんといけん。減農薬・有機で作る米ですね、世羅町でもそれについては補助金も出ておりりますし、一昔前で言

う転作ですよね、今は転作とは言わんようになったんですが、あの、これに係る奨励金についても、米を減農薬でやってもらうということになると、いかにお手伝いはさせてもらいますよと。なんですが、今の所じゃまだ売れる状態になってないんですよ。■町もコマーシャルしてもらえるし、一瞬ちょっと出かけたんですけど、多分思ったほどまだ出てないですよ。やっぱり比べたら高いんで、そのあたりの認識が買う方も変わってもらわんといけん部分もあると思います。進め方は間違いないと思います。

13番 国がもうそっち方向へ行こうとしとるんだから。

事務局長 そうですね。行こうとしとるんですけど、作る側は手間がかかる。それでなくとも金がかかるコメへというところ。さっきの所の話しじゃないですけど、極論は、牛引いて、田を昔みたいに鍬でやって、手で田植えをしてということは無理なんで、そういうふうにしてでも今の5千円のやつを2万円で買ってあげますよと政府が言ってくれればいいんですが、政府買い上げ価格はそれほど変わってないんですね。ということになるとやっぱり買う側の意識を何とかこっちの方へ変えて行くことを考えて行きながら作って行かんと難しいかなと思います。

13番 そこも込みでやらんといけませんね。

事務局長 そうです。はい。

13番 あるものを使おうと、豚糞やら鶏糞も有機農業になることですし、無駄にならんで、余って困っているって言われているからそんなところもうまいこと入れていくような施策があったら良いなと思うんですが。

事務局長 はい、もちろん、そう言う部分もこの中に含んでますし、長くなるかも知れませんが、ご飯に限っての話しにしましょう。炊きたてのご飯ね、湯気が上がって旨そうなのと、食べたらおいしいですよ。でも例えばこの中に黒い点々があるものをこれでも美味しいんと皆が思ってくれれば良いんですが、虫が喰っているものが悪い訳じゃなんですが。

13番 そこは色選で取ったら良いじゃありませんか。

事務局長 色選入いたら一袋いくらかかるかコスト計算してもらわんといけんようになるんですよね。それは色選で取れば良いじゃないかというのがさっき言った機械で何とかならんかと言うたら結局また元へ戻る。でも、実際今されているんですよね、そうして色選で飛ばしてね。それで一袋が法外な値段になってしまっています。それを回収せんといけんけえ。回収するためにやっていくのが、本来の法人であって会社なんですよね。黒字経営を目指してもらう。でも、今の法人は色選言うても錢はないぞと。役場がくれるんだったら入れようと。この状態だったらいつまでたっても変わらないと思いますね。

13番 はい、目先の事だけ考えとったらいけんと思うんですが。もっと行けば、あの取れんでも高い米だったら、トントンになるんです。今までと同じになるんです。

事務局長 それが売れるのが大前提なんですよね。

13番 売れるんですよ、意外と。

- 事務局長 意外と、何十kg単位とかですかね。
- 13番 そうじゃないんですけど、持って行き方だと思います。
- 事務局長 ええ、それを世羅郡中が何百トン、何千トン作ってそれでも供給できる状態を作つて行かんと。これは今、世羅町の話をしてますけど、今度はよその町も、隣も、あっちもになると。それでも売れるのが一番いいんですけどね、それでまた、結局、価格競争になつてしまつから。それも考えながら、安心・安全な農業は絶対に必要ですよね。
- 13番 安心・安全でない安いお米を沢山作るのと、安心・安全で高いお米を少し作るのと同じような気がするんですがね。
- 事務局長 そうです。出来たら同じなんです。
- 13番 そうですよね。
- 事務局長 そうそう出来たら。トータルで言うと。
- 13番 無農薬だったらね、藁使わん訳だし、ドローンも使わん訳だし、有機だったらその辺の豚糞とか使うわけだし、ほんとに計算したらどうなんかなと思います。
- 事務局長 はい、おっしゃるどおりなんです。ただ、機械か仕事をしてくれる面積を人間がやらんといけんようになるんで、
- 13番 いや、そこまで行かんでも大丈夫ですよ、そこは一応機械は使って、そこまで戻らんでも。
- 事務局長 そう言う意見はですね、今まで出してもらっていると思うんですけど。そうやって作つていくことが、一個づつ前へ進む事だと思います。
- 13番 世羅町の第2次長期総合計画いうのがありますね。2016年から2025年まで、今まだ入っていますが。この中にも有機栽培をしましょうとか、減農薬をして、環境保全型農業に取り組みます。とかいうことが入つていたんですね。
- 事務局長 はい、行政としては推進をもちろんしております。農業者が取り組んで頂けません。
- 13番 そうですか。
- 事務局長 全員とは言いませんよ。
- 13番 行政でもうちょっと押してください。
- 事務局長 はい、もっと頑張りますんで、農業しておられる方も、分った。それで行こうと言うのを表示して頂きたいと思います。
- 議長 10番委員さん。
- 10番 10番荻田です。私も仕事は有機栽培ということでやらさせてもらっています。当初2・30年前は、「あほか」言うような感じだったですよ、でも今じゃ経営的にも安定しますし、だから今言われることをやっぱりやり始めんと、国は、緑の政策を今してますから、30%40%にすると。それ出来るわけないと感じますけど、技術的に今度は色々なことが出来てきて、出来るようになってくると思うんですよ。この10年を見越した分じゃそう言う文言も少しいれとった方が良いのではないかと、神石高原の方も私知つてます。それでその

技術も持ついらっしゃいます。それを導入する。中部台地、神石も含めてですね、有機の物を入れたら、私等有機栽培の営業もありますから、また、取つてこれるんですね、営業したら。だからあんまり出来る出来ん言ふんじゃなしに、前向きに町として、施策の中に一つの中に。項目の中に入れとつてもらっても良いんじゃないかと思いますね。はい以上です。

議長 それについては、どうですかね。

産業振興課 はい。また後程説明させてもらうのですが、今年度作成している農業ビジョン、又ご覧頂いて後程少し触れさせていただきますが、この中には国の今、議論されてた緑の食糧戦略の話しだったり、地球、環境にやさしい農業だったり思想として盛り込んでまして、それも施策に落とし込んでいくことも書いておりますので又、後程説明させて頂きます。

議長 はい、それでは、他にはありませんか。

議長 かなり時間を取りましたんで、次も説明がありますんで、ここで打ち切らせて頂ければと思いますけど、原案が適当であると意見書を回答するものとして取り扱かわせていただきます。よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。

（議案第20号）

議長 それでは、議案第20号「世羅農業振興地域整備計画変更（見直し）に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件については世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 では続きまして、世羅農業振興地域整備計画書の案でございます。こちらについても、ちょうど今、これも10年間の計画になってまして、更新の時期が来たので計画書を見直すものでございます。通常、これを目にされる時は、農振農用区域として農業委員会の方にお諮りしてるものだと思うんですが、それの大元になる基本計画の部分を今回更新するものでございます。内容としては、これも法的に位置づけられているもので、県に協議して定めていくものなんですが、広島県が農業に振興を図るべき地域というものを設定しております、その中で世羅町として農業用に活用する区域と非農用地区域というものを分けて行くというのがこの計画の趣旨になっています。ですので、基本的には、今までの計画書と大きく内容の変わるものではないんですが、先ほど説明させて頂いた基本的な構想だとビジョンの少し最新と言いますか施策なり、考え方を盛り込んでおります。ただ、内容としては大きくその今までの考え方が変わるものではございませんので、具体的には数字の時点修正等を反映したものとなっております。以上でございます。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
ございませんか。

議長 はい、8番委員さん。

- 8番 8番宮丸です。19ページの先ほどから話題になっております、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画の3農業を担うべき者のための支援活動の所の世羅町担い手育成協議会という文言がありますが、この中身についてもう少し詳しく教えて頂きたいんですが。
- 議長 はい、産業振興課。
- 産業振興課 世羅町担い手育成協議会という組織なんですが、構成員としましては、副町長が会長になっておりまして、関係機関としましては行政・町と広島県、尾道農林、県の指導所、JAさんで組織するものでございまして、その中に担い手部会だったり、野菜部会だったり、それは振興作物の部会だったり、新規就農者の支援をする部会というようなテーマ毎に部会を設けてまして、それで、担い手の方の支援だったり、町で振興する作物の意見交換なり、今後の話なりをしていくものになっております。
- 8番 ありがとうございました。実は、この担い手協議会というのは、町の職員さんも各法人をまわられたり会議も開催していただいたりしたので私も参加していましたが、こうゆう支援の活動というのは大切なふうに主思っています。特に行政が出来ること、それからJAさん、県、色々な組織が課題を共有化できるという点ではいいし、それが法人であれば、法人経営が今、適正なのか、こういう経営でいいのか、いけないのか、いうふうな所も明確に分析処理してくださったデータを下さるので、そう言う点では効果があるなと言うふうに思っています。町として出来ることと言うのもきちんと話をされまし、こういう会はやはり、中身を広げたり、狭めたりということもあるかも知れませんが、充実させて頂きたいというふうに思います。
- 議長 はい、他にはありませんか。
- 議長 ございませんか。
- 議長 それでは、原案が適当であると回答するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に回答するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで協議事項に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。折元副会長よろしくお願ひいたします。
- (議長交代・折元副会長が進行) 14時47分
- 議長 はい。このまま進めてもよろしいでしょうか。一旦休憩をはさみましょうか。
- 議長 それでは、一旦休憩に入ります。55分まで休憩といたします。
- (休憩) 14時48分
- (再開) 14時55分
- 議長 それでは、再開いたします。
- (協議事項)
- 議長 それでは、協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 66 ページをご覧ください。協議事項（1）「下限面積（別段の面積）の設定について」案でございます。こちらにつきましては、世羅町企画課で登録している空き家バンクに付随した農地を処分するために設定した特段面積について、令和4年第2回総会の議案第7号について農地法第3条の許可処分をしたため解除するものでございます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 それでは原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3 第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 70 ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第3条の3 第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。（以下議案集により朗読説明）

(報告事項（2）「農地法第3条の3 第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	畠1筆 計 490 m ²	H12年7月12日 H28年1月25日	[REDACTED]より相続後 [REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他6筆	田5筆 畠2筆 計 6,005 m ²	R3年11月2日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他2筆	田3筆 計 2,229 m ²	H17年3月4日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他3筆	田1筆 畠3筆 計 1,363 m ²	H2年5月3日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他5筆	田4筆 畠2筆 計 6,537 m ²	R3年10月7日	[REDACTED]より相続
[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]他19筆	田13筆 畠7筆 計 14,992 m ²	R1年9月8日	[REDACTED]より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 73 ページをご覧ください。報告事項（3）「農業相談について」ですが、こちらにつきましては、令和4年2月2日（水）東自治センターで、桜井委員・得納委員で予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とさせて頂いております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集74ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
4月1日	農地利用最適化推進委員の委嘱式	世羅町役場 南館3階 会議室3	役員全員	9:00~
4月6日	農業相談	甲山自治センター	作田委員 宮丸委員	9:30~
4月8日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
4月13日	農業相談	山福田自治センター	折元委員 荻田委員	9:30~
4月25日	第4回世羅町農業委員会総会	世羅町役場 南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他で、事務局から何かございますか。

事務局 はい、先ほど、産業振興課の方から、基本構想等で説明をして頂いた中で、世羅町農業振興ビジョンの関係が新たに、令和4年度から13年度までの期間ということで作成の方されておられます。つきましては、その内容に付きまして産業振興課より説明をお願いいたします。

産業振興課 引き続きまして、説明をさせて頂きます。事前に本体の完全版の案と概要版をお配りさせて頂いているかと思いますが、時間も限られておりますので、本日は概要版の方で説明させて頂ければと思います。こちらについては、令和4年度から10年間のもの、以前の物が令和2年で切れていたんですが、コロナがあつたり、少しアンケートなんかもさせてもらったりした関係で、一年、準備期間を作らせてもらって、令和4年度からの計画とさせてもらっております。中身については、具体的には、4ページ、基本方針としまして、目指す方向と言う所で、所得の向上による持続可能な農業の実現と書いておりますが、ここへ目指して行くための施策を色々、このビジョンの中で盛り込んでおります。青とオレンジと緑で枠がしてあると思うんですが、良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進、農業を担う経営体の育成、産地力強化による所得向上、こう言ったテーマについては、今までのビジョンでも、色々と施策展開してきたんですが、それに加えて今回は、新たなものとしまして、持続的な地域農業の仕組みづくり、スマート農業技術の導入・普及と言うものを新たに加えております。それぞれの柱、この四つのものに向けて具体的な施策をこのビジョンの中に盛り込んでるんですが、詳細についてはまた、ご覧頂ければと思う

んですが、例えば 7 ページをお開き頂くと、先程、桜井委員からもご指摘頂いていたような今後の環境に配慮したと言うような所についても、安心・安全な農業の確立として事業を盛り込んでおります。8 ページご覧いただくと、新たな農業の展開といたしまして、こちらも先ほど委員さんからありました、持続的なと言う所で集落法人の今後と言う所で、課長からも説明させて頂きましたが、法人化の連携だとかそう言った所の枠組みの話、後は、スマート農業ですね、人手不足、担い手不足と言った所を、機械で対応する、省力化する、そういうところも今、国も進めていますので、そういう施策についても盛り込んでおります。こう言った物を今後 10 年間の農業振興のビジョンとして作っておりますので、またご覧頂ければと思います。以上です。

議長

それでは、事務局から他に何かありますか。

事務局

はい、今日、本日配布しております「農業活動記録簿等の送付について」ですが、活動記録簿総括表、活動記録簿、農業委員会による最適化活動の推進等について農水省経営局長通知についての関係、農業委員と農地最適化推進委員の役割分担例と、「令和 4 年度の世羅町農業委員会の事業計画」別紙のカレンダーのついたものと、「令和 3 年度実績集の年額の支払い支給明細書」令和 3 年度活動して頂いた実績に基づいて、補助金等を国から受けて委員さんへ支給するものでございます。それから「農地の無断転用防止啓発チラシ」については、令和 4 年 4 月町公報と一緒に各戸へ配布予定です。

活動記録簿なんですが、昨年までの様式とはガラッと変わっています。農林水産省からの通知により令和 4 年度の活動記録簿の様式が変更されました。より詳細に活動をどうしているかと言うことを記入していただくことになりました。基本的には活動記録簿の中へそれぞれの毎月記入頂きまして、それを持って活動記録簿の総括表、毎月まとめた物を記入して頂くような形になります。記入例はありますが、記入方法のご不明な点とか活動記録簿の様式等が不足する場合等ございましたら事務局へ問い合わせして頂ければと思います。色々、項目ごとに書いたりとかそういったことが増えております。一旦、一読頂きまして、不明な所があれば、事務局へお願いします。また本日、農地最適化推進委員さんへ同じものを送付させて頂いています。以上です。

議長

はい、それでは委員さんの方から何か連絡することがありますか。

議長

ありますでしょうか。

事務局

追加で説明させて頂きます。当日配布資料、「相続登記の申請が義務化されます。」ですが、令和 6 年 4 月 1 日から義務化されるものでございます。今後、相談等が農業委員さんにもあると思いますが、そう言った場合には、相続登記が義務化されるということでお話等をして頂き、手続きについてご説明を頂ければと思います。それから当日配布の「土地利用計画図」「農業生産基盤整備開発計画図農用地等保全整備計画図」は、農業振興地域整備計画に基づくものの別表 1 と別表 2 です。10 年間で計画をされている所の図面ですが農業振興地域整備計画と一緒に保存して頂けたらと思います。地図の数字はこの計画の 7 ページ以降の表にあります対図番号です。以上です。

議長 はい、それでは、ありがとうございました。これを持ちまして第3回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは新型コロナウイルス感染症防止対策のため、役員及び事務局で行いますのでよろしくお願いします。
ありがとうございました。

(閉会)

(15時11分)